

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第四章 土地闘争

## 第四節 土地闘争と農民組織

農地改革が進展し、買収売渡しが一応完了した本年度は、前節に見るように、争議、訴訟、調停事件等は前年に比べて減少し、土地取り上げ件数もかなり減少しているのでこれに対する農民の闘争もそれに応じて件数を減少しているのは当然である。また終戦後大いに喧伝された土地共同管理、共同経営の運動も、四八年以来のドッジ旋風による農家経済の窮乏、過剰人口の堆積等の諸原因により本年度にはほとんど姿を消し、存続しているものでも多かれ少なかれ経営困難や種々の社会的経済的障碍に遭遇して行きなやみの状態となるにいたった(塩尻村、豊田村その他の事例を見よ)。かくて今期においてはこれらの運動が果して現在の状況下において可能であるか、少くとも農民運動として適切な運動目標であるかについての組織自体の深刻な自己反省が現実によって要求された。それはのちにかかげる日農(統一派)第四回大会における決定を見れば明白である。あるいはまた土地闘争においてもっとも重要なものと主張された「かくし田」摘発闘争が、戦術上重大な欠陥のあることが指摘され、統一派日農自らがそれを認めて戦術の転換を論議している点にもあらわれている(第二章 供出闘争 第三節 参照)。

土地闘争は供出闘争と結びつき、不可分の関係にあるが、従来の小作農の大部分が自作農に転化した今年度においては、重点はむしろ供出と税金闘争として、直接国家権力との闘争におかれ、ここにこそ決戦場が見出されることになった。この点は終戦直後から農地改革の進行中の事情とかなり異なる点で、土地問題が後景にしりぞいたのは必然の成行きであった。農民組合選出の農地委員が逆に農民の土地への要求を抑制し土地ブローカーになり、政府側の半官僚的役割をとめていることなど、終戦直後に比べ著しい変化を見せている。

しかし土地闘争が後景にしりぞいたとしても、それは土地問題自体が根本的に解決されたためでは決してない。農地改革によって土地を農民に与え、かくして従来の地主的土地所有のもとにつくり出された緊迫せる農業情勢を緩和し、このような小農民的土地所有の創設によって土地問題を一応解決したに止まる。それは農林省従来の政策たる自作農創設を大規模に、かなり過激な手段をもって実施したにすぎず、土地を求める貧農の要求を根本的に解決することはもちろん、零細経営の根本的矛盾はいぜんとして今後に残されたのである。土地闘争はかくて小農的土地所有制の下において、別箇なより深刻な様相を呈しているのである。表面的な運動にまでは高まってははいないが、貧農の土地再配分の要求などはその端的なあらわれである。また旧地主は決して消滅したわけではなく、山林所有や農協に拠って旧来の支配の維持をはかっている。しかし転換期の農民運動は、運動の一般的沈滞と反動情勢の下において未だこの新しい土地問題の展開に応じ、十分にその闘争の目標を定め、闘争を展開しないというのがいつわらぬ実情である。

つぎに第四回大会において決定された統一派日農の土地闘争に関する自己批判と、闘争の要求をかかげる。

#### 土地闘争に関する決定

従来日農が中心になって戦った土地闘争の中で各地に共通してみられる大きな誤謬は、一、農地改革(自作農主義に基く)の枠内に於て、農民の利己心にひきずられ小地主や引揚者を徒らに敵にまわして重農主義に陥り、農村に於ける階級闘争の土台の上に土地闘争を發展させなかった。

二、耕作権の擁護、土地の共同管理をめざし(たとえば部分的にみられた土地管理組合に於ても)て、新しい土地闘争を打ち出したが、実は余りたいしたものではなく、結果的にみて、自作農主義の合理化をはかったに過ぎない。

三、土地取上げ反対闘争等も大衆動員による闘争へは發展せず、法律をたてに戦ったに過ぎない(一部地方に於ては大衆動員によって戦っており、成功している)

四、従って日農組織から出た農地委員等は政府の企図した自作農主義の用心棒になり、その上土地ブローカーになってしまった傾向をみとめねばならぬ。

五、かかる傾向は全般的にみて土地闘争がその正しい方向より外れて経済闘争の枠内に押し込められ、ものとり主義に転落した結果と言わねばならぬ。

六、これは貧農を主体とした階級闘争の筋金の入った農民組織がなく(従って労働者階級に指導された土地闘争にはなり得ない)農民自らの力にまつて土地解放の闘争を推進したものではなかった点に限本的な原因がある。

新しい方向について農業恐慌の進行、植民地政策による農村の窮乏化の中に於て土地闘争もまた新しい發展に進路を求めている。

一、政府の土地改革を逆行させる政策と反動支配に便乗して攻勢に出つつある地主勢力の圧力、重税による収奪に対して、中、貧農は防衛よりもむしろ反撃にうつりつつある。

二、此の態勢の中で自作農主義では農業の發展と、農民生活の安定向上の約束されない事を自覚させ、独占資本の支配を打倒する事なしには眞の農民解放はあり得ない点を宣伝教育し、

三、地租及土地に対する諸掛りの撤廃、土地改良、水利設備等の国庫負担の要求と共に土地の全面開放(小作地、山林、原野)耕作権の完全保証を要求する。此の際土地の再配分(不均衡の是正)を主張して、土地のすくない農民と農村の失業者半失業者を結合させる。

四、貧農を主軸とする農民組織が、最も大きな力であり、村及部落に於ける青年、婦人、失業者(二、三男を含む)をも動員した農民大会(農民会議)に土地問題を持ち込んで闘うこと。

五、労働階級との同盟なくしては正しい土地闘争は發展しない点独占資本の打倒、社会主義への方向を農民に理解させること。

六、この際労働者階級に対しても土地問題の正しい理解をあたえるよう努力すること。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---